

単 価 契 約 書 (案)

契約担当官京都府警察会計担当官（以下「甲」という。）と **決定後記載**（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 件 | 名 | 警察用車両の廃棄処分に伴う単価契約 |
| 2 | 数 | 量 | 別添1「仕様書」のとおり |
| 3 | 契 約 金 額 | | 単価契約とする
契約単価は、別添2「単価表」に掲げる単価に、当該単価の10
0分の10に相当する額（消費税法(昭和63年法律第108号) 第28条
第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号) 第72条
の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額。以下「消費税」
という。)を加算した単価とする。 |
| 4 | 引 渡 期 限 | | 令和8年3月31日までの間で、契約担当官からの申し出ごとに
協議 |
| 5 | 引 渡 場 所 | | 京都府警察学校 |
| 6 | 契 約 保 証 金 | | 免除 |

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、契約代金を支払い、表記件名の物件を引
取り処分する。

- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等
により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約
金額を変更することができる。

（契約代金の納付期限）

第2条 乙は、契約代金を歳入徴収官京都府警察会計担当官の発行する納入告知書により、
期限内に納付しなければならない。

（物件の引渡し及び費用の負担）

第3条 乙は、物件の引取りに当たっては、前条により納付した領収証書を甲に提示し、
物件の引渡期限内に引取りを完了するものとし、物品受領書を甲に提出することとする。

- 2 物件の引渡し等に要する全ての費用は乙の負担とする。

（所有権の移転）

第4条 物件の所有権は、契約代金の納付及び引渡場所からの物件の搬出の確認を甲が完
了したときをもって甲から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 乙は、本契約の時から物件の引渡しの時までの間において、物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保責任)

第6条 乙は、本契約締結後、物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の免除若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとし、甲はその瑕疵について、一切責任のないものとする。

(用途の条件等)

第7条 物件にかかる用途の条件については仕様書のとおりとする。

(遅滞料)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約代金の納付が遅れたときは、甲に対し遅滞料として納入期限の翌日から起算して、遅滞一日ごとに、当該代金の額に対し年3%相当額を支払うものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、代金が納付されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が仕様書に基づく債務（特に全ての売却車両の破砕前、破砕途中及び破砕後の写真提出等）を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

- (2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

- (3) 乙が第10条第1項に該当する場合

- (4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当す

る場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（債権譲渡等の禁止）

- 第13条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

- 第14条 乙は本契約に伴う車両の処分について、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（秘密の保持）

- 第15条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及びこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用して

はならない。本契約終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、京都地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第18条 暴力団排除に関する条項については、別添3「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第19条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当官
京都府警察会計担当官 吉越 清人

乙

仕 様 書

1 契約件名

警察用車両の廃棄処分に伴う単価契約

2 予定数量

52台 別紙1「売却車両内訳書」のとおり

3 引渡期限

令和8年3月31日（火）までの間で、契約担当官からの申し出ごとに協議するものとする。

4 処分方法

(1) 自動車リサイクル法対象車両

使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて解体処分を行い、警察車両として特定できる部品（車体番号部、警察色の外板等）は再利用できないように破砕すること。また、積載物等の処分に別途料金が発生する場合は、契約業者の負担とする。

(2) その他の車両

上記(1)に準じる。

5 その他

(1) 契約業者は、契約担当官からの申し出ごとに契約単価による契約代金をすみやかに歳入徴収官が発行する納入告知書により振り込むこと。

(2) 金融機関の受領印が確認できる領収証書の写しを提出すること。

(3) 契約担当官が指定する場所から破砕処分を行う場所まで搬送し、その搬送にかかる費用は全て契約業者の負担とする。

(4) 契約業者は、車両の引取完了後、速やかに受領書を京都府警察本部に提出すること。

(5) 解体処分及び破砕処分にかかる費用については全て契約業者の負担とする。破砕処分時には立会いのため、京都府警察職員の敷地内の立ち入りを許可すること。

(6) リサイクル料金未納分については、契約業者が立て替えて支払い、その費用については京都府警察本部長宛に請求すること。

(7) 車体及び車両に登載された警察仕様装備品等の確実な処分を行うものとし、転売、再利用は認めない。

(8) 契約車両全台について、車両の同一性が担保された状態で破砕前、破砕途中及び破砕後の写真を別紙2に貼付し提出すること。

なお写真提出が確認できない場合、翌年度以降の入札参加は不可とする。

(9) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。

売払車両内訳書

種類	排気量	台数
バイク	390～1,280 cc	8 台
普通自動車	990～3,560 cc	4 4 台
	計	5 2 台

(破砕前)

車両番号がわかるように撮影

(破砕途中)

(破砕後)

単価表

種類	排気量	1 台あたり単価
バイク	390～1,280 cc	決定後記載
普通自動車	990～3,560 cc	決定後記載